

鳥取県告示第 487 号

平成 19 年度において県が発注する森林整備業務（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備業務等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成 18 年度鳥取県告示第 516 号（森林整備業務等制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項について）は、平成 19 年 6 月 1 日限り廃止する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県内に事務所を有する事業者であること。
 - (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等制限付一般競争入札試行実施要綱（平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016712 号鳥取県農林水産部長通知。以下「試行実施要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定による届出（以下「届出」という。）を行ったものであること。ただし、鳥取県森林整備事業等取扱要綱（平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016713 号鳥取県農林水産部長通知）第 3 条第 1 項の規定により森林整備事業等の指名競争入札参加に必要な届出書を提出している事業者は、試行実施要綱第 4 条第 1 項の規定による届出を行ったものとみなす。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 6 条に規定する技術士試験の第 2 次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条に規定する者をいう。）
 - ウ 林業改良指導員（森林法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 20 号）による改正前の森林法第 187 条第 5 項に規定する者をいう。）
 - エ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - オ 林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条の規定により指定された林業労働力確保支援センターが実施する林業就業者リーダー養成研修を修了し、同センターに林業作業士として認定された者をいう。）
 - (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア 一の入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

イ 一の入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ 一の入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「一の入札者の代表取締役」を「一の入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

(6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札に参加する者は、入札保証金として2の(2)で定める入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として2の(2)で定める契約金額の100分の10以上の契約金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

3 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、インターネットの県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3697>）（以下「県HP」という。）に掲載することにより行う。

(2) 入札書の様式は、常時県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札の日までの間の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

4 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。

(1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部林政課森林企画係

電話 0857-26-7299 又は 7254